

トプコン健康保険組合の禁煙支援プログラム

トプコン健康保険組合では、被保険者の健康増進および生活習慣病予防を目的として、禁煙を希望される方を対象に「禁煙支援プログラム」を実施しています。

本プログラムでは、トプコン診療所や外部医療機関での禁煙に関する診察・指導を受けながら取り組むプログラムや、ニコレットなどの禁煙補助用医薬品を活用してご自身のペースで禁煙に取り組むプログラムなど、複数のコースをご用意しており、ご自身の希望や状況に応じて、いずれか一つのプログラムを選択してご参加いただけます。

選択されるプログラムや保険適用の有無により、実施内容や費用負担が異なりますので、以下の内容をご確認のうえ、お申込みください。

記

禁煙支援プログラムの概要

対象者	<p>次のすべての条件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none">申込日に被保険者（任意継続被保険者を除く。以下同じ。）であり、プログラム終了時（申込後3か月後）も被保険者である予定の方禁煙プログラムへの参加が初めての方、又はプログラム参加後1年が経過していること外部の医療機関で禁煙治療を受けたことがある方は、受診後1年が経過していること <p>※「禁煙支援プログラム申込書」の質問事項へのご回答内容によっては、プログラムにご参加いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。</p>
プログラムの種類 (いずれか一つを選択)	<p>プログラム①：トプコン診療所での禁煙コース（禁煙補助薬「チャンピックス」）</p> <p>トプコン健康管理センター内のトプコン診療所で、産業医の診察と禁煙指導を受けていただけます。禁煙補助薬（チャンピックス）は診療所で処方します。 (禁煙指導は、初回の診察から約12週間以内に、合計5回（初回の診察を含む）実施します。)</p> <p>自己負担額：500円（税込）</p> <p>プログラム②：トプコン診療所での禁煙コース（禁煙パッチ）</p> <p>トプコン健康管理センター内のトプコン診療所で、産業医の診察と禁煙指導を受けていただけます。禁煙パッチ（医療用ニコチンパッチ）は診療所で処方します。 (禁煙指導は、初回の診察から約12週間以内に、合計5回（初回の診察を含む）実施します。)</p> <p>自己負担額：500円（税込）</p> <p>プログラム③：禁煙外来コース</p> <p>禁煙外来を行っている外部の医療機関を利用していくプログラムです。</p> <p>ご自身で医療機関を選択していただけます。医療機関の指示に従って通院し、対面での診察・治療を受けてください。（外部の医療機関での標準的な禁煙プログラムも、12週間に5回程度の受診が必要となります。詳細は、医療機関にてご確認ください。）</p> <p>健康保険適用※により、自己負担3割（目安：23,000～20,000円程度）で治療が受けられます。</p> <p>補助金：禁煙に成功した方には、プログラムの期間中に支払った治療費の一部を補助します（上限20,000円）。</p> <p>※保険適用の基準については、<u>東京都保健医療局のホームページ</u>などでご確認いただけますが、念のため、医療機関受診時に、保険適用の可否をご確認ください。</p>

	<p>プログラム④：禁煙ガムを用いたセルフ禁煙コース</p> <p>禁煙補助用のニコチンガム（医薬品。以下「禁煙ガム」。）を使用し、ご自身のペースで禁煙に取り組んでいただくプログラムです。</p> <p>ドラッグストア等で禁煙ガムをご購入いただき、禁煙を達成したと判断できた方に対し、購入費用の一部を補助します（上限 15,000 円）。</p> <p>※禁煙が 4 週間以上継続している方に、補助金を支給します。</p> <p>※対象となるのは、薬機法に基づく禁煙補助用医薬品（例：ニコレットガム、ニコチネルガム等）です。健康食品や嗜好品、電子タバコ関連製品は対象外ですので、ご購入時にご確認ください。</p>
<p>申込から終了までの流れ (プログラム①～③)</p>	<p>STEP 1：お申込み</p> <p>「禁煙支援プログラム申込書」に必要事項をご記入のうえ、当健康保険組合にご提出ください。提出方法：社内便等での原本のご提出、又は申込書の PDF ファイルのメール送信 トプコン健康保険組合 (kenkouhoken.kumiai@topcon.co.jp)</p> <p>STEP 2：面談の設定</p> <p>プログラム①又は②の方： 当健康保険組合から、申込書に記載されたメールアドレス宛にご連絡し、産業医との面談の日時を調整させていただきます。</p> <p>プログラム③の方： 禁煙外来を行っている最寄りの医療機関で、受診の予約をしてください。 ご参考 禁煙治療に保険が使える医療機関</p> <p>STEP 3：診療所での問診・健康指導受診</p> <p>プログラム①又は②の方： トプコン診療所で、産業医の問診・健康指導を受診してください。 初回の問診・受診時に参加費用の 500 円を持参していただき、<u>産業医の問診・健康指導終了後に、当健康保険組合でお支払いください。</u></p> <p>プログラム③の方： 予約した禁煙外来で受診してください。</p> <p>STEP 4：禁煙プログラムの終了報告の提出・補助金の申請</p> <p>禁煙プログラム終了後 1 か月経過後（但し終了後 2 か月以内）に、当健康保険組合に「終了報告書（兼 補助金申請書）」をご提出ください。</p> <p>補助金の申請について 禁煙プログラムの期間終了後 1 か月以上禁煙が続いている方を禁煙成功者とみなし、補助金をお支払いします。 禁煙成功者の方は、「終了報告書（兼 補助金申請書）」をご提出いただく際に、診察代及び薬剤費にかかる領収書（原本）をご提出ください。</p>
<p>申込から終了までの流れ (プログラム④)</p>	<p>STEP 1：お申込み</p> <p>「禁煙支援プログラム申込書(リンク)」に必要事項をご記入のうえ、当健康保険組合にご提出ください。</p> <p>提出方法：社内便等での原本のご提出、又は申込書の PDF ファイルのメール送信 トプコン健康保険組合 (kenkouhoken.kumiai@topcon.co.jp)</p> <p>STEP 2：禁煙ガムの購入</p> <p>ドラッグストア等で、禁煙補助用のニコチンガム（薬機法に基づく禁煙補助用医薬品）をご購入ください。</p> <p>※STEP 5 の補助金申請時に、<u>商品名が確認できる領収書</u>が必要となりますので、補助金の申請まで保管してください。</p>

	<p>STEP 3：セルフ禁煙の実施</p> <p>禁煙ガムを使用しながら、一定期間（8～12週間）ご自身のペースで禁煙に取り組んでいただきます。</p> <p>STEP 4：完了報告書の提出、補助金の申請</p> <p>禁煙が1か月以上継続している方に、補助金を支給します。</p> <p>「終了報告書（兼 補助金申請書）」に禁煙ガム購入時の領収書（商品名が確認できるもの）を添えて申請してください。</p>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申込書をご提出いただく前に、すべての事項が記入されているか、ご確認ください。 特に、「質問事項」欄については、ご希望のプログラムを受けていただけるかどうかを判断するための重要な項目が含まれていますので、必ずご回答ください。 2. 「質問事項」への回答内容や産業医による問診の結果によっては、ご希望のプログラムにご参加いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。 <p>禁煙外来（プログラム③）ご利用の際のご注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. <u>過去1年以内</u>に禁煙外来を受診している場合は、<u>保険適用</u>とならず、費用は全額自己負担となります（本プログラムに基づく補助金の申請もできません）。 4. 医療機関によっては、保険適用の禁煙治療に対応していない場合があります。外部の医療機関をご利用の際は、事前に「<u>保険適用の禁煙外来</u>を実施しているか」をご確認ください。 5. 受診予定の<u>禁煙治療が保険適用対象であることを</u>、必ず事前にご確認ください。 保険適用外の禁煙治療を受診した場合、本プログラムに基づいて支給される補助金で補填できない費用は、すべてご本人負担となります。
お問い合わせ	<p>禁煙支援プログラムに関するお問い合わせは、以下までお願ひします。</p> <p>トプコン健康保険組合 メール : kenkouhoken.kumiai@topcon.co.jp 電話 : 03-3966-1244</p>